

貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）のうち、2年未満案件の引受基準について・新旧対照表

新	旧	備考
<p>貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）のうち、 2年未満案件の引受基準について</p> <p>平成13年4月1日 01-制度-00074 <u>最終改正</u> <u>平成22年3月29日</u></p> <p>この規程は、「貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）特約書」（以下「特約書」という。）により、独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に特約を締結した者（特約締結者）との保険契約に適用されるものであり、特約書第3条の保険契約締結の制限及び保険契約締結に係る取扱いの基準は、下記によるものとする。ただし、特約書第1条の技術提供契約又は仲介貿易契約（以下「技術提供契約等」という。）のうち2年未満案件（対価又は代金の決済が起算点から2年未満までに行われる技術提供契約等（対価又は代金の10%以内の金額をリテンションとして後払いする部分のみの決済が起算点から2年以上経過して行われるものを含む。）をいう。）に限り適用するものとする。</p> <p>記</p> <p>1. 基本的引受基準</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) ①～② (略)</p> <p>③ 政府開発援助契約等（「別紙2 政府開発援助契約等」に規定するものをいう。以下同じ。）については、上記①及び②の規定にかかわらず、信用事由により生じた損失をてん補することとする。（契約金額が500億円以下のものに限る。） イ. <u>「政府開発援助契約等」（1）及び（12）</u>については技術提供契約等の決済方式にかかわらず、輸出不能の信用事</p>	<p>貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）のうち、 2年未満案件の引受基準について</p> <p>平成13年4月1日 01-制度-00074</p> <p>この規程は、「貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）特約書」（以下「特約書」という。）により、独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に特約を締結した者（特約締結者）との保険契約に適用されるものであり、特約書第3条の保険契約締結の制限及び保険契約締結に係る取扱いの基準は、下記によるものとする。ただし、特約書第1条の技術提供契約又は仲介貿易契約（以下「技術提供契約等」という。）のうち2年未満案件（対価又は代金の決済が起算点から2年未満までに行われる技術提供契約等（対価又は代金の10%以内の金額をリテンションとして後払いする部分のみの決済が起算点から2年以上経過して行われるものを含む。）をいう。）に限り適用するものとする。</p> <p>記</p> <p>1. 基本的引受基準</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) ①～② (略)</p> <p>③ 政府開発援助契約等（「別紙2 政府開発援助契約等」に規定するものをいう。以下同じ。）については、上記①及び②の規定並びに<u>特約書第3条第6項</u>にかかわらず、信用事由により生じた損失をてん補することとする。（契約金額が500億円以下のものに限る。） イ. 政府開発援助契約等（1）及び（12）については</p>	

由及び代金回収不能の信用事由（輸出契約等の相手方が名簿の与信管理区分Gに格付けされておらず名簿規程のGB格、EB格又はSB格に該当しない場合は、約款第4条第11号において「これらに準ずる者」とみなす。）

ロ. 上記イ以外の「政府開発援助契約等」については、ILCスイッチ方式、トランスファー方式（本邦内のみで決済が完了するものに限る。）又は当該借款等の供与機関から技術提供者への直接送金により決済される技術提供契約等につき輸出不能の信用事由及び代金回収不能の信用事由。ただし、約款第4条第11号の事由にあつては輸出契約等の相手方が名簿上GS格、GA格又はGE格に格付されている場合に限る

(8) ~ (10) (略)

(11) 「貿易一般保険運用規程」(平成13年4月1日01-制度-00034)第22条から第24条までのいずれかに該当する技術提供契約等については、特約書第1条の規定にかかわらず、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書を発行した技術提供契約等に限り、当該内諾書に基づき保険契約を締結することとする。1.(4)①から③までのいずれかに該当するものも同様とする。

(12) その他

① フルターンキー条項のついた技術提供契約等であつて、被保険者が希望する場合は、「フルターンキー契約における輸出貨物等について生じた損失に係る貿易一般保険の取扱いについて」(平成13年4月1日01-制度-00042)により取り扱うこととする。

ただし、「別表1 国別引受基準」の『その他の条件』欄において、「独立行政法人日本貿易保険は、戦争、革命又は内乱による損失については、てん補する責めに任じない。」とする国が仕向国となる技術提供契約等については、本特

技術提供契約等の決済方式にかかわらず、輸出不能の信用事由及び代金回収不能の信用事由（輸出契約等の相手方が名簿の与信管理区分Gに格付けされておらず名簿規程の事故管理区分に該当しない場合は、約款第4条第11号において「これらに準ずる者」とみなす。）

ロ. 上記イ以外の「政府開発援助契約等」については、ILCスイッチ方式、トランスファー方式（本邦内のみで決済が完了するものに限る。）又は当該借款等の供与機関から技術提供者への直接送金により決済される輸出契約等につき輸出不能の信用事由及び代金回収不能の信用事由。ただし、約款第4条第11号の事由にあつては輸出契約等の相手方が名簿上GS格、GA格又はGE格に格付されている場合に限る

(8) ~ (10) (略)

(11) その他

① フルターンキー条項のついた技術提供契約等であつて、被保険者が希望する場合は、「フルターンキー契約における輸出貨物等について生じた損失に係る貿易一般保険の取扱いについて」(平成13年4月1日01-制度-00042)により取り扱うこととする。

ただし、「別表1 国別引受基準」の『その他の条件』欄において、「独立行政法人日本貿易保険は、戦争、革命又は内乱による損失については、てん補する責めに任じない。」とする国が仕向国となる技術提供契約等については、本特

貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）のうち、2年未満案件の引受基準について・新旧対照表

<p>約付の保険契約を締結しないこととする。</p> <p>② エスカレーションクローズ付きの技術提供契約等においては、「貿易一般保険運用規程」（平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00034）により取り扱うこととする。</p> <p>③ 輸出契約等に基づく技術等の提供に係る支出費用について保険契約を締結する場合には、「支出費用に係る貿易一般保険の取扱いについて」（平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00043）により取り扱うこととする。</p> <p>2. 国別引受制限 （略）</p> <p><u>附 則〔平成 22 年 3 月 29 日〕</u> <u>この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から実施する。</u></p> <p>別紙 1～4 （略） 別表 1、2 （略）</p>	<p>約付の保険契約を締結しないこととする。</p> <p>② エスカレーションクローズ付きの技術提供契約等においては、「貿易一般保険運用規程」（平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00034）により取り扱うこととする。</p> <p>③ 輸出契約等に基づく技術等の提供に係る支出費用について保険契約を締結する場合には、「支出費用に係る貿易一般保険の取扱いについて」（平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00043）により取り扱うこととする。</p> <p>2. 国別引受制限 （略）</p> <p>別紙 1～4 （略） 別表 1、2 （略）</p>	
---	---	--